

新潟県条例第25号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与)</p> <p>第2条 この条例に基づき貸与する修学資金（以下「修学資金」という。）は、<u>無利息とし、新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して貸与するものとする。</u></p>	<p>(貸与)</p> <p>第2条 この条例に基づき貸与する修学資金（以下「修学資金」という。）は<u>無利息とし、その種類は臨時一般貸与及び臨時特別貸与とする。</u></p> <p><u>2 臨時一般貸与は、新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。</u></p> <p><u>3 臨時特別貸与は、前項に規定する臨時一般貸与の対象となる者（県外に所在する養成施設に在学している者に限る。）であって、学業成績が極めて優秀なもの又は経済的理由により著しく修学に困難があるものに対して行うものとする。</u></p>
<p>(修学資金の額)</p> <p>第3条 修学資金の額は、月額5万円とする。</p>	<p>(修学資金の額)</p> <p>第3条 修学資金の額は、<u>臨時一般貸与にあつては月額5万円、臨時特別貸与にあつては月額7万5,000円</u>とする。</p>
<p>(基本貸与条例の準用)</p> <p>第5条 基本貸与条例第4条から第6条まで及び第8条から第12条までの規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の貸与期間、連帯保証人、貸与の停止、休止及び保留、返還、返還の債務の裁量免除、返還の当然猶予、返還の裁量猶予並びに延滞利息について、基本貸与条例第13条の規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金に係る修学生の学業成績表等の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基本貸与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>	<p>(基本貸与条例の準用)</p> <p>第5条 基本貸与条例第4条から第6条まで及び第8条から第12条までの規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の貸与期間、連帯保証人、貸与の停止、休止及び保留、返還、返還の債務の裁量免除、返還の当然猶予、返還の裁量猶予並びに延滞利息について、基本貸与条例第13条の規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金に係る修学生の学業成績表等の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基本貸与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>

と読み替えるものとする。

(略)		
第8条第2号	養成施設	臨時貸与条例第2条に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)
(略)		

附 則

- 1 (略)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に基本貸与条例の規定により特別貸与を受けている者は、この条例の規定により貸与決定を受けた者とみなす。この場合において、第3条中「5万円」とあるのは、「5万円以内」と読み替えるものとする。
(この条例の失効)
- 3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第2条、第3条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与決定が行われる修学資金に係る修学生について適用し、同日前に貸与決定が行われた修学資金に係る修学生については、なお従前の例による。

と読み替えるものとする。

(略)		
第8条第2号	養成施設	臨時貸与条例第2条第2項に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)
(略)		

附 則

- 1 (略)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に基本貸与条例の規定により特別貸与を受けている者は、この条例の規定により臨時一般貸与の決定を受けた者とみなす。この場合において、第3条中「5万円」とあるのは、「5万円以内」と読み替えるものとする。
(この条例の失効)
- 3 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。